

2021年5月21日

各位

東海東京証券株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を踏まえた
一部の営業部店における店頭窓口業務の一時休止について

新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が一部地域で発令されており、下記の店舗が入居するテナントより休業要請がありましたので、当社の対応についてご案内いたします。

1. 店頭窓口業務を一時休止する店舗

下記店舗につきましては、5月22日（土）～5月31日（月）までの土日、店頭窓口業務を休止させていただきます。お電話でのお取引ならびにご相談に関しましては通常どおりの営業を継続いたします。

部店名称	店頭窓口休止日（土日のみ）
マニークららぼーと名古屋みなとアクルス店	5/22、5/23、5/29、5/30（4日間）

※平日は、店頭窓口業務（平日10時から20時営業）を継続しております。

2. 緊急事態宣言発令の対象地域の営業店舗

原則として社員を在宅勤務とし、必要最小限の出社体制としておりますが、店頭窓口業務やお電話でのお取引ならびにご相談に関しましては通常どおりの営業を継続しております。

なお、出社人数の抑制により、電話がつながりにくくなる場合がございます。

また、対象地域以外の店舗においても、在宅勤務を適用する等、出社する社員の規模を縮小しております。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当社は、今後もお客様と従業員の安全を最優先に考え、感染拡大防止のため、政府、自治体、金融当局の方針を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上